



 発行
 新潟県

 号外
 6

 令和4年3月29日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

#### 主 要 目 次

#### 規 則

- 33 職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)
- 34 新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課)

## 訓令

- 13 議案等調製規程の一部改正(財政課)
- 14 新潟県職員服務規程の一部改正(人事課)
- 15 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正(人事課)

#### 告 示

- 375 新潟県広報広聴規程の一部改正(知事部局広報広聴課)
- 376 道路の区域変更(道路管理課)
- 377 道路の区域変更(道路管理課)
- 378 道路の区域変更(道路管理課)
- 379 道路の供用開始(道路管理課)
- 380 道路の区域変更(道路管理課)
- 381 道路の供用開始(道路管理課)
- 382 道路の区域変更(道路管理課)
- 383 道路の供用開始(道路管理課)
- 384 道路の区域変更(道路管理課)
- 385 道路の供用開始(道路管理課)
- 386 道路の区域変更(道路管理課)
- 387 道路の供用開始(道路管理課)
- 388 道路の区域変更(道路管理課)
- 389 道路の供用開始(道路管理課)
- 390 道路の区域変更(道路管理課)
- 391 道路の供用開始(道路管理課)
- 392 道路の区域変更(道路管理課)
- 393 道路の区域変更(道路管理課)
- 394 道路の供用開始(道路管理課)
- 395 道路の区域変更(道路管理課)
- 396 道路の供用開始(道路管理課)
- 397 道路の区域変更(道路管理課)
- 398 道路の供用開始(道路管理課)

#### 公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課) 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課) 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課) 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課) 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)

#### 規 則

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

花 角 英 世 新潟県知事

#### 新潟県規則第33号

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前					
(特別褒賞金授与の審査)	(特別褒賞金授与の審査)					
第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申	第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申					
があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者に	があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者に					
よる審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及	よる審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及					
び特別褒賞金の額を審査するものとする。	び特別褒賞金の額を審査するものとする。					
(1) (略)	(1) (略)					
(2) <u>総務部長</u>	(2) <u>総務管理部長</u>					
$(3) \sim (5) \qquad (略)$	$(3) \sim (5)$ (略)					
(審査会議の議長)	(審査会議の議長)					
第7条 (略)	第7条 (略)					
2 副知事の職にある者が欠けたとき又は事故ある	2 副知事の職にある者が欠けたとき又は事故ある					
ときは、総務部長の職にある者が議長の職務を行	ときは、 <u>総務管理部長</u> の職にある者が議長の職務					
うものとする。	を行うものとする。					
(庶務)	(庶務)					
第8条 審査会議の庶務は、総務部人事課において	第8条 審査会議の庶務は、総務管理部人事課にお					
処理する。	いて処理する。					
別記様式 <u>(第4条関係)</u>	別記様式					
(略)	(略)					
内申者職氏名	内申者職氏名 <u>回</u>					
特別褒賞金授与内申書	特別褒賞金授与内申書					
(略)	(略)					

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

#### 新潟県規則第34号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則(昭和40年新潟県規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目(以下「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部 分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 TF. 前 (入居者の資格) (入居者の資格)

#### 第1条の15 (略)

2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要 がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(平成16年3月31日 付け国住総第191号国土交通省住宅局長通知) に定める優先入居を認められる 配偶者からの暴力を受けた被害者

(5)  $\sim$  (12) (略)

### 第1条の15 (略)

- 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要 がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精 神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれ を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。  $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) 次のいずれかに該当する者
    - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法 律第31号。以下この号において「法」という。)第3条第3項第3号(法第 28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は法第5 条(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護若しく は母子生活支援施設による保護が終了した目から起算して5年を経過して いない者
    - イ 法第10条第1項(法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令が その効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(5)  $\sim$  (12) (略)

3 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかど うかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員を

して、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることが できる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するか どうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に 意見を求めることができる。

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同 | 第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同 施設の管理を行わせる場合(以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」と いう。)における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7 条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第 2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19 条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の 規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給 公社理事長」とする。

2 · 3 (略)

## 別記

第1号様式(第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

_			
1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留	4 配偶者暴力
		邦人	被害者等
5 引揚者	6 炭鉱離職	7 母子・父子	8 多子
	者		
9 公共的事	10 帰国被害	11ア 犯罪被	11イ 犯罪被害
業	者等	害者等(生計	者等(居住困
		維持困難)	難)
12ア 戦傷病	12ア 原爆被	12ア ハンセ	12ア 被災者
者(症)	爆者	ン病療養所	
		入所者等	
	5 引揚者 9 公共的事 業 12ア 戦傷病	5 引揚者     6 炭鉱離職者       9 公共的事業     10 帰国被害者等       12ア 戦傷病     12ア 原爆被	期人       5 引揚者     6 炭鉱離職 7 母子・父子者       9 公共的事 10 帰国被害 者等 (生計 推持困難)       12ア 戦傷病 12ア 原爆被 者(症) 爆者

#### (管理の特例)

施設の管理を行わせる場合(以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」と いう。)における第1条の15第3項及び第4項、第3条第1項から第3項まで、 第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第 10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第 16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第 37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるの は、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 · 3 (略)

#### 別記

第1号様式(第3条関係)

県営住宅入居申込書

(略)

(略)						
条例第	1 60歳以上	2 生活保護	3 中国残留	4ア 配偶者暴		
8 条 第			邦人	力被害者等		
1 項第				(保護)		
2 号又	4イ 配偶者	5 引揚者	6 炭鉱離職	7 母子・父子		
は第10	暴力被害者		者			
条第 4	(命令申					
項該当	$\overline{1}$ )					
事項	8 多子	9 公共的事	10 帰国被害	11ア 犯罪被害		
		業	者等	者等(生計維		
				持困難)		

12イ 身体障 12イ 精神障 12イ 知的障 12ウ シックハ 【11イ 犯罪被 12ア 戦傷病 12ア 原爆被 12ア ハンセン 【 害者(級) ウス症候群患 害者(級) 害者 害者等(居 者(症) 爆者 病療養所入所 者等 住困難) 12ア 被災者 12イ 身体障 12イ 精神障 12イ 知的障害 害者(級) 害者(級) 者 12ウ シック ハウス症候 群患者 (略) (略) (略) (略) 第21号様式 (第16条関係) 第21号様式 (第16条関係) 県営住宅入居者収入申告書 県営住宅入居者収入申告書 (略) (略) (略) (略) ※ 条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項 ※ 条例第6条第2号ア、イ該当事項 (略) (略) (略) (略)

## 附則

 $^{\circ}$ 

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓令

#### ◎新潟県訓令第13号

 庁
 中
 一
 般

 企
 業
 局

 病
 院
 局

 各行政委員会事務局

議案等調製規程(昭和34年2月新潟県訓令第2号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後改正前

(議案の決裁)

第3条 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、 議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載 した書面をもつて、主管の各課長及び部局長並び に<u>総務部長</u>、知事政策局長、副知事及び知事の決 裁を受けなければならない。

(合議)

第4条 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、<u>総務部長</u>の決裁を受ける前にそれぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。

(1)~(3) (略)

(様式の準則)

第8条 <u>総務部長</u>は、必要があると認めるときは、 議案又は報告の様式について準則を定めることが できる。 (議案の決裁)

第3条 議案を提出しようとするとき又は議案を提出しようとする事件を執行しようとするときは、 議案の案及び議案を提出しようとする理由を記載 した書面をもつて、主管の各課長及び部局長並び に<u>総務管理部長</u>、知事政策局長、副知事及び知事 の決裁を受けなければならない。

(合議)

第4条 前条の場合において、次の各号に掲げる事件にあつては、<u>総務管理部長</u>の決裁を受ける前に それぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。

(1)  $\sim$  (3) (略)

(様式の準則)

第8条 <u>総務管理部長</u>は、必要があると認めるときは、議案又は報告の様式について準則を定めることができる。

#### ◎新潟県訓令第14号

 本
 庁

 地 域 機 関

新潟県職員服務規程(昭和35年3月新潟県訓令第6号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

 改
 正
 後

 (定義)

(定義)

第1条の2 この規程において「所属長」とは、本 庁の課長、室長若しくはセンター長又は地域機関 (保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者 更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相 談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導 センターを除く。以下同じ。)の長(地域振興局に あつては、部長、児童・障害者相談センター所長、 新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高 砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下同 じ。)をいう。

2 (略)

(勤務時間等)

#### 第5条 (略)

- 2 短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休 日の割振りは、職務の性質を考慮し、<u>総務部長</u>の 承認を得て、所属長が定める。
- 3 (略)
- 第5号様式(第10条関係)

(略)

<u>所属名</u> 職名 <u>氏名</u>

結核性疾病休暇 (休暇延長) 願 私は、別紙医師の診断書のとおり (病名) により、休養加療を要しますので、休暇 (休暇延長) を承認くださるよう願い出ます。 第1条の2 この規程において「所属長」とは、本 庁の課長、室長若しくはセンター長又は地域機関 (保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者 更生相談所、知的障害者更生相談所、女性福祉相 談所、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導 センターを除く。以下同じ。)の長(地域振興局に あつては、部長、新潟港湾事務所長、津川地区振

興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事

2 (略)

(勤務時間等)

務所長。以下同じ。)をいう。

#### 第5条 (略)

- 2 短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休日の割振りは、職務の性質を考慮し、<u>総務管理部</u>長の承認を得て、所属長が定める。
- 3 (略)

第5号様式(第10条関係)

番 号

(略)

<u>所属長</u>

 結核性疾病
 { 休 暇 長 }

 /休暇延長
 顧

下記のとおり願い出がありましたので

「<u>承 認</u>し

<u> 【延長承認</u>∫ <u>くださるよう副申します</u>。

- 1 現所属 勤務年月日 年 月 日
- 2 過去1年の出勤状況 (月別に休暇・欠勤の種 類別に具体的に記入のこと。)
- 3 既承認期間

年月日から年月日まで

4 休暇延長予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(略) 年次休暇期間 (略) (略)

第6号様式(第10条関係)

(略)

<u>所属名</u> <u>職名</u> 氏名

出勤願

私は、(病名) により 年 月 日から休養加療中のところ、別紙医師の診断書のとおり出勤可能となりましたので出勤を承認してくださるよう願い出ます。

(略)

出勤希望年月日 (略) (略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

(略)

<u>所属名</u> 職名 氏名

育児休業承認請求書

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第 2項(第3条第1項)の規定により育児休業の承 認(期間延長)を請求します。 (<u>通算</u> 月 日)

5 休養等に対する所見

(略)

私は、別紙医師の診断書のとおり(病名)により、休養加療を要しますので、 {休 暇 休暇延長} を

承認くださるよう願い出ます。

 所属名
 職名・氏名

 年次休暇期間
 (略)

(略)

第6号様式(第10条関係)

番 号

(略)

所属長

出勤願

<u>下記のとおり出勤の願い出がありましたので承</u> 認くださるよう副申します。

1 結核性疾病休暇承認年月日及び承認期間

年 月 日 (人第 号)年 月 日から 年 月 日まで(通算 月 日)

- 2 出勤希望年月日 年 月 日
- 3 出勤等に対する所見

(略)

私は、(病名) により 年 月 日から休養加療中のところ、別紙医師の診断書のとおり出勤可能となりましたので出勤を承認してくださるよう願い出ます。

 所属名
 職名・氏名

 出勤希望年月日
 (略)

(略)

第6号様式の3 (第10条の2関係)

<u>番 号</u>

(略)

所属長

育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認 (期間延長) の請求がありましたので承認 (期間延長) されるよう副申します。

(略) 請求に係る子 (略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

(略)

(略)

<u>所属名</u> 職名 <u>氏名</u>

養育状況変更届

育児休業(育児短時間勤務・部分休業)に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第4条第1項(第6条において準用する同規則第4条第1項・第8条において準用する同規則第6条において準用する同規則第4条第1項)の規定により届け出ます。

(略)

育児休業等承 (略) 認期間 (略)

注 育児休業又は育児短時間勤務に係る養育状況 の変更の場合は、所属長は、<u>養育状況変更届副</u> 申書を添付の上、主管課長を経由して人事課に 提出すること。

第6号様式の6 (第10条の2関係)

(略)

<u>所属名</u> 職名 <u>氏名</u>

育児短時間勤務承認請求書

所属長 (代替職員の要否その他参考事項) 所 見

(略)

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条 第2項(第3条第1項)の規定により育児休業 の承認(期間延長)を請求します。

年 月 日

 所属名
 職名・氏名

 請求に係る子

 (略)

(略)

第6号様式の5 (第10条の2関係)

番 号

(略)

所属長

#### 養育状況変更届

下記のとおり育児休業(育児短時間勤務・部分 休業)に係る子の養育状況の変更の届出がありま したので職務の復帰等を発令をされるよう副申し ます。

代替職員 の措置

(略)

育児休業(育児短時間勤務・部分休業)に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第4条第1項(第6条において準用する同規則第4条第1項・第8条において準用する同規則第6条において準用する同規則第4条第1項)の規定により届け出ます。 年月日

 所属名
 職名・氏名

 育児休業等承認期間
 (略)

注 育児休業又は育児短時間勤務に係る養育状況 の変更の場合は、所属長は、代替職員の措置の 欄に必要事項を記入の上、主管課長を経由して 人事課に提出すること。

第6号様式の6 (第10条の2関係)

番 号

(略)

所属長

育児短時間勤務承認請求書

号 外 6	新	澙	県 報	令和4年3月29日(火)
地方公務員の育児休業等に関する 2項(第11条第1項)の規定により 務の承認(期間延長)を請求します	育児短時			とおり育児短時間勤務の承認(期間延長) ありましたので承認(期間延長) されるします。
(略)			所属長 所 見 (略)	(代替職員の要否その他参考事項)
(ип)			地方2	公務員の育児休業等に関する法律第10条 (第11条第1項)の規定により育児短時 の承認(期間延長)を請求します。 年月日
請求に係る (略)	子		(略)	職名・氏名 請 求 に 係 る 子

#### ◎新潟県訓令第15号

 本
 庁

 地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程(昭和55年4月新潟県訓令第11号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加え、次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)を当該改 正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改 正 後 改 正 前

(勤務時間等の特例)

## 第2条 (略)

- 2 所属長は、前項の規定により勤務時間等の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務部長</u>の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長(<u>総務部</u>の所属長を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長(新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。)又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行つた後、遅滞なく<u>総務部長</u>に報告するものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 前項の規定により<u>総務部長</u>の承認を得て行つ た勤務時間等の割振りの軽微な変更をする場合
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、別表第 1号の2に掲げる業務を行う場合には、<u>総務部長</u> の承認を得ないで、第1項の規定による勤務時間 等の割振りを行うことができる。この場合におい て、所属長は、勤務時間等の割振りを行つた後、 速やかに総務部長に報告するものとする。

(職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務 時間の特例)

## 第2条の2 (略)

2 • 3 (略)

- 4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業 の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻 とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじ め総務部長の承認を得なければならない。
- 5 (略)

(職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例)

(勤務時間等の特例)

## 第2条 (略)

- 2 所属長は、前項の規定により勤務時間等の割振りを行う場合は、あらかじめ<u>総務管理部長</u>の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、所属長(総務管理部の所属長を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる場合には、あらかじめその所属する部の部長(新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)第165条第1項に規定する部長をいう。以下同じ。)又は地域振興局長の承認を得て第1項の規定による勤務時間等の割振りを行うことができる。この場合において、所属長は、勤務時間等の割振りを行つた後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 前項の規定により<u>総務管理部長</u>の承認を得て 行つた勤務時間等の割振りの軽微な変更をする 場合
- 4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、別表第 1号の2に掲げる業務を行う場合には、<u>総務管理</u> <u>部長</u>の承認を得ないで、第1項の規定による勤務 時間等の割振りを行うことができる。この場合に おいて、所属長は、勤務時間等の割振りを行つた 後、速やかに総務管理部長に報告するものとする。

(職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務 時間の特例)

## 第2条の2 (略)

2 · 3 (略)

- 4 所属長は、第1項の規定により、始業及び終業 の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻 とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじ め総務管理部長の承認を得なければならない。
- 5 (略)

(職員の健康の確保を図るための勤務時間の特例)

**第2条の3** 職員の時間外勤務等の命令をすること **│ 第2条の3** 職員の時間外勤務等の命令をすること を専決する者は、終業の時刻から次に勤務する日 の始業の時刻までの時間が10時間に満たない職員 について、所属長が公務の運営等に支障があると 認める場合を除き、同日の始業及び終業の時刻を、 職員の健康の確保を図るためのものとしてあらか じめ定められた特定の時刻とする勤務時間を割り 振るものとする。

- を専決する者は、事前の時間外勤務等の命令に係 る勤務の終了時刻から次に勤務する日の始業の時 刻までの時間が10時間に満たない職員について、 所属長が公務の運営等に支障があると認める場合 を除き、同日の始業及び終業の時刻を、職員の健 康の確保を図るためのものとしてあらかじめ定め られた特定の時刻とする勤務時間を割り振るもの とする。
- 2 次の各号のいずれにも該当し、かつ、所属長が 指定した職員については、前項中「事前の時間外 勤務等の命令に係る勤務の終了時刻」とあるのは、 「終業の時刻」とする。
  - (1) 1月当たりの時間外勤務が60時間以上見込ま れること。
  - (2) おおむね1週間以上にわたり、かつ、長時間 の時間外勤務が見込まれること。

#### 別表 (第2条関係)

- $(1) \sim (12)$ (略)
- (13) 近代美術館における展示等の業務

#### 別表 (第2条関係)

(1)~(12) (略)

#### ◎新潟県告示第375号

環境局

新潟県広報広聴規程(平成2年6月新潟県告示第1654号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から 実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

環境政策課企画主幹

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後 部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

7,1-1,1/1 / D S L 1 L D S L 1								
改 正 後	改 正 前							
(広報広聴委員会の組織)	(広報広聴委員会の組織)							
第5条 (略)	第5条 (略)							
2 (略)	2 (略)							
3 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。	3 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。							
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)							
(3) 地域振興局企画振興部長 (企画振興部を置か	(3) 地域振興局企画振興部長の互選により定める							
ない地域振興局にあっては、地域整備部長)の	者							
互選により定める者								
4 (略)	4 (略)							
別表 (第5条、第7条関係)	別表(第5条、第7条関係)							
部 局 職	部 局 職							
(略)	(略) (略)							
総務部 (略)	総務管理部 (略)							

県民生活·環境部

県民生活課企画主幹

(略)	(略)	(略)	(略)
福祉保健部	福祉保健総務課企画主幹	福祉保健部	福祉保健課企画主幹
(略)	(略)	(略)	(略)
観光文化スポーツ部	(略)	観光局	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
			<u> </u>

## ◎新潟県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡新田島潟線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
新発田市五十公野字松橋5957番1から	新	15.9~32.2メートル	301.8メートル
同市五十公野字松橋6027番1まで	IΒ	15. 2~24. 6メートル	301.8メートル

#### ◎新潟県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所総務課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ沢内川線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町五十沢字五十沢4574番から	新	15.5~16.8メートル	88. 3メートル
同郡同町五十沢字五十沢4576番まで	旧	15.5~20.0メートル	88.3メートル

## ◎新潟県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
魚沼市宇津野字灰ノ又須原845番	74から	新	5. 0~	45. 4	メー	-トル	/	57.0メー	トル
同市宇津野字灰ノ又沢846番82ま	旧	5. 0~	7. 2>	<b>∀</b> —	トル		57.0メー	トル	

#### ◎新潟県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又須原845番74から同市宇津野字灰ノ又沢846番82まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
魚沼市宇津野字灰ノ又派	1846番138から	新	6.0~	-23. (	)メー	-トル	,	28.8メー	トル
同市宇津野字灰ノ又沢846番138まで		田	6.0~	<b>-6.</b> 4)	メー	トル		28.8メー	トル

#### ◎新潟県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番138から同市宇津野字灰ノ又沢846番138まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第382号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
魚沼市宇津野字灰ノ又が	1846番4から	新	7.0~2	28. 5)	メー	・トル	,	27.9メー	トル
同市宇津野字灰ノ又沢846番4まで		旧	7.0~	10. 5	メー	・トル	,	27.9メー	トル

#### ◎新潟県告示第383号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番4から同市宇津野字灰ノ又沢846番4まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第384号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番 5 から	新	34.0~79.5メートル	45.7メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番5まで	旧	34.0~56.0メートル	45.7メートル

#### ◎新潟県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路 線 名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番5から同市宇津野字灰ノ又沢846番5まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢	846番7から	新	10.00	~17.	5メ・	ート	ル	38. 4メー	トル
同市宇津野字灰ノ又沢846番7まで		旧	9.0~13.0メートル				38.4メートル		

## ◎新潟県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番7から同市宇津野字灰ノ又沢846番7まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

### ◎新潟県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846	5番8から	新	8. 2~	-20. 4	1メー	-トル	,	26.0メー	トル
同市宇津野字灰ノ又沢846番8まで		旧	8. 2~20. 4メートル			26.0メートル			

## ◎新潟県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。 令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間

魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番8から同市宇津野字灰ノ又沢846番8まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

## ◎新潟県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市余川字柳枝1637番から	新	15.0~24.8メートル	89.8メートル
同市余川字中道1371番1まで	旧	15.0~31.0メートル	89.8メートル

#### ◎新潟県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間

南魚沼市余川字柳枝1637番から同市余川字中道1371番1まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

## ◎新潟県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余川塩沢停車場線
- 3 道路の区域

	区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
南魚沼市塩沢字来清1447番1から同市塩沢字後ノ田1229番5まで		新	16.0	~19.	4メ、	ート/	280.0メートル			
		旧	11.3~16.6メートル				280.8メートル			

#### 澙 新

備考 路線の重用

全区間県道塩沢停車場八竜新田線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢停車場八竜新田線
- 3 道路の区域

区間	親	所旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
南魚沼市塩沢字後ノ田1229番5から		新	16.0	~19.	4メ、	ート	ル	280.0メー	トル
同市塩沢字来清1447番1まで		田	11.3	~16.	6メ・	<b>一ト</b> /	ル	280.8メー	トル

## 備考 路線の重用

全区間県道余川塩沢停車場線と重用

## ◎新潟県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

花 角 英 世 新潟県知事

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 糸魚川停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地	の幅	員 延	長
糸魚川市大町二丁目121番8から	新	19.2~27.	2メートル	38.3メー	ートル
同市大町二丁目29番2まで	旧	19.2~19.	9メートル	38.3メー	ートル

#### ◎新潟県告示第394号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 糸魚川停車場線
- 2 供用開始の区間

糸魚川市大町二丁目121番8から同市大町二丁目29番2まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長	
佐渡市畑野字石観音1720番1から	新	12.8~76.0メートル	179.6メートル	
同市畑野字石観音1720番1まで	旧	12.0~32.0メートル	179.6メートル	

#### ◎新潟県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間

佐渡市畑野字石観音1720番1から同市畑野字石観音1720番1まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### ◎新潟県告示第397号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名市野沢中興線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	$\mathcal{O}$	幅	員	延	長
佐渡市真光寺字高野1488	番1から	新	6.8~	17.8	メノー	-トル	,	395. 3メー	トル
同市平清水字東平901番1まで		旧	5. 3∼	13.0	メー	ートル	,	395. 1メー	トル

## ◎新潟県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 市野沢中興線
- 2 供用開始の区間

佐渡市真光寺字高野1485番1から同市平清水字東平901番1まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

# 公 告

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コモタウン柏崎

所在地 柏崎市宝町字横枕1045番地1 外

設置者 株式会社ウオロク 他4者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名) に関する届出

公告日 令和3年9月17日

- 3 意見の概要
  - (1) 柏崎市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年4月29日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 リップス旭岡26街区

所在地 長岡市旭岡1丁目86番地 外

設置者 高野不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和3年8月27日

- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年4月29日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンタウン糸魚川

所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1 外

設置者 イオンタウン株式会社 他2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の変更)に関する届出

公告日 令和3年10月1日

- 3 意見の概要
  - (1) 糸魚川市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年4月29日まで

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡B街区

所在地 長岡市四郎丸町字沖田240番地1 外

設置者 JA三井リース建物株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和3年11月5日

- 3 意見の概要
  - (1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年4月29日まで

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
  - 名 称 新発田東ショッピングセンター
  - 所在地 新発田市東新町四丁目3964 外
  - 設置者 株式会社ウオロク 他1者
- 2 届出の概要及び公告日
  - 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する 届出

公告日 令和3年10月26日

- 3 意見の概要
  - (1) 新発田市からの意見の概要 意見なし
  - (2) 居住者等の意見の概要 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年3月29日から令和4年4月29日まで